（証券コード6203）
平成27年6月2日

株　主　各　位

愛知県清須市須ケ口1900番地1
豊和工業株式會社
取締役社長　坂　野　和　秀

第177期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第177期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、平成27年6月24日（水曜日）午後5時までに到着するようご返送いただきたくお願い申しあげます。

敬　具

記

1. **日　　時**　平成27年6月25日（木曜日）午前10時
2. **場　　所**　名古屋市中区栄二丁目10番19号
名古屋商工会議所 3階 第5会議室
3. **目的事項**

報告事項

1. 第177期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第177期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

第1号議案　剰余金処分の件
第2号議案　定款一部変更の件
第3号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く）6名選任の件
第4号議案　監査等委員である取締役3名選任の件
第5号議案　補欠の監査等委員である取締役2名選任の件
第6号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の額決定の件
第7号議案　監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

4. 招集にあたっての決定事項

代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますので、ご了承ください。

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
◎当日の受付開始は午前9時を予定しております。
◎当日、当社係員は、ノーネクタイの軽装（クールビズ）にて対応させていただきます。株主の皆様におかれましても、軽装にてご出席いただきますようお願い申しあげます。
◎本招集ご通知に添付すべき書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」および「計算書類の個別注記表」につきましては、法令および当社定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(アドレス http://www.howa.co.jp/)に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。なお、本招集ご通知の添付書類に記載しております連結計算書類および計算書類は、会計監査人および監査役が会計監査報告および監査報告の作成に際して監査した連結計算書類および計算書類の一部であります。
◎株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(アドレス http://www.howa.co.jp/)に掲載させていただきます。

（添付書類）

事　業　報　告

（平成26年 4月 1日から
平成27年 3月31日まで）

1. 企業集団の状況

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府の経済政策や日銀による金融緩和策を背景に、円安・株高基調が続き、企業収益の改善や雇用情勢の好転が見られるなど、緩やかながら回復基調にありました。しかしながら、消費税率引上げに伴う個人消費低迷の長期化や、急速な円安の進行による原材料価格の上昇、設備投資の回復の遅れなどから、景況の不透明感を払拭できない状況で推移しました。

このような状況のもと、当社グループでは競争力の強化と収益力の向上を目標に掲げ企業活動を進めてまいりました。その結果、特装車両事業の路面清掃車が好調に推移したものの、主力の工作機械関連事業で新機種開発費用がかさんだことなどが収益を圧迫し、売上げは前年とほぼ同水準となりましたが、利益は前年実績を大幅に下回る結果となりました。

当社グループの事業別の状況は次のとおりです。

工作機械は、顧客設備投資の一部先送りやハードディスク関連の加工に特化した小型工作機械が低迷し、前期に比べ、売上げは2%減の78億7千万円となりました。受注残につきましても、専用工作機械市場での競争激化に加え、主要顧客の設備投資に一服感があることなどから50%減の19億2千万円となりました。

空油圧機器は、チャック・シリンダとも堅調に推移し、前期に比べ、売上げは、17%増の21億8千万円となり、受注残につきましても、27%増の3億9千万円となりました。

電子機械を含めた工作機械関連全体としましては、前期に比べ、売上げは、6%増の105億5千万円となりましたが、受注残は40%減の25億2千万円となりました。

火器は、小銃をはじめとする防衛省向け装備品の数量が減少したことに加え、好調であった海外向け猟銃が期後半から減少に転じたことで、前期に比べ、売上げは、11%減の43億8千万円となりました。受注残につきましても、防衛省向け装備品、海外向け猟銃ともに減少したことで、6%減の28億7千万円となりました。

特装車両は、道路修繕工事業界の活況に伴う路面清掃車の更新需要と、国土交通省や地方自治体からの受注も加わったことで、前期に比べ、売上げは、16%増の21億8千万円となり、受注残につきましても、112%増の4億7千万円となりました。

建材は、防衛施設周辺住宅向け防音工事が減少したことから、前期に比べ、売上げは4%減の25億9千万円となり、受注残は、防音サッシが減少したものの、一般サッシが堅調なことから、18%増の3億4千万円となりました。

不動産賃貸、鉄鋼など上記以外の事業は、前期に比べ、売上げは、2%増の38億8千万円となり、受注残は、45%増の3億3千万円となりました。

以上の結果、当連結会計年度は、売上げは、前年とほぼ同水準の236億2千万円となりましたが、受注残は、18%減の65億5千万円となりました。

損益につきましては、工作機械の開発費や改修費用の増加により、主力事業の採算が悪化したことから、経常利益は、前年を大幅に下回る4億1千万円となりました。また、特別利益で投資有価証券売却益などを計上した結果、当期純利益は5億7千万円となりました。

(2) 対処すべき課題

今後につきましては、各種政策効果によって緩やかな景気の回復が期待できるものの、企業、あるいは業種によって回復の程度に温度差があり、また、海外においても、欧州経済の低迷や新興国の成長鈍化などの不安要素が存在するなど、経営環境は依然として先行き不透明な状況が続くものと思われます。

このような状況のもと、当社グループといたしましては、顧客が求める製品を完成度の高いレベルでタイムリーに市場投入できる開発体制の構築と、効率の良い生産体制を確立することで、工作機械関連事業をはじめとする既存事業の強化を図ってまいります。

また、新事業の創出や事業のグローバル化についても引き続き推進するとともに、品質管理体制の再構築やコスト低減活動を進めることで顧客の信頼と製品競争力を高め、企業価値の向上に全力をあげてまいる所存です。

株主の皆様には、今後とも一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申しあげます。

(3) 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました企業集団の設備投資の総額は13億13百万円で、その主なものは次のとおりであります。

火器事業	当社本社工場	火器新製品製造設備の新設
その他	当社本社工場	本館ビル空調機設備の更新

(4) 資金調達の状況

当連結会計年度中の資金調達につきましては、特記すべき事項はありません。

(5) 財産および損益の状況の推移

区　　分	第 174 期 (平成24年3月期)	第 175 期 (平成25年3月期)	第 176 期 (平成26年3月期)	第 177 期 (当連結会計年度) (平成27年3月期)
売　上　高(百万円)	24,071	23,872	23,294	23,623
当期純利益(百万円)	2,237	1,250	1,181	570
1株当たり当期純利益　(円)	178.54	99.81	94.29	45.58
総　資　産(百万円)	27,001	26,729	26,234	26,560
純　資　産(百万円)	12,624	14,113	15,366	16,700
1株当たり純資産額　(円)	999.25	1,117.16	1,217.62	1,333.13

(注)　当社は平成25年8月1日付で10株につき1株の割合で株式併合を行っております。平成24年3月期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

(6) 重要な子会社の状況

会　社　名	資　本　金	当社の議決権比率	主要な事業内容
中日運送株式会社	108百万円	100%	当社製品の荷造および輸送
豊友物産株式会社	84	100	当社製品の販売
株式会社豊苑	20	100	緑化および造園
丰和（天津）机床有限公司	4,600千 米ﾄﾞﾙ	100	当社製品の製造および販売
ホーワマシナリーシンガポール株式会社	500千 ｼﾝｶﾞﾎﾟｰﾙﾄﾞﾙ	90	当社製品の販売

(注)　1.　丰和（天津）机床有限公司は、在中国現地法人であります。
2.　ホーワマシナリーシンガポール株式会社は、在シンガポール現地法人であります。

(7) 主要な事業内容（平成27年3月31日現在）

事業区分	部門	品目
工作機械関連事業	工作機械	マシニングセンタ、トランスファーマシン、 精密中ぐり盤、深穴ボール盤、 その他各種専用機、自動化装置、 工作機用ユニット
	空油圧機器	パワーチャック、固定シリンダ、 回転シリンダ、ロッドレスシリンダ、 クランプシリンダ、その他空油圧機器
	電子機械	プリント基板用露光装置、 実装基板検査装置、 半導体製造装置用超精密部品、 自動化関連装置、 セラミックグリーンシート関連設備
火器事業		小銃、銃剣、自動てき弾銃、迫撃砲、 発煙弾発射機、閃光発音筒、発煙弾、 手榴弾、猟用ライフル銃
特装車両事業		路面清掃車、産業用清掃機、 床面自動洗浄機
建材事業		アルミサッシ・ドア、改装サッシ、 スチールサッシ・ドア、樹脂サッシ、 防水板・防水扉
その他		不動産賃貸、鉄鋼製品　など

(8) 主要な営業所および工場（平成27年3月31日現在）

名称		所在地
当社	本店・本社工場 東京事務所	愛知県清須市 東京都千代田区
中日運送株式会社	本社	愛知県清須市
豊友物産株式会社	本社	愛知県清須市
株式会社豊苑	本社	愛知県清須市
丰和（天津）机床有限公司	本社工場	中国
ホーワマシナリーシンガポール株式会社	本社	シンガポール

(9) 使用人の状況（平成27年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
919名	5名減

（注） 使用人数は、就業人員であります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
767名	11名減	44.0歳	18.5年

（注） 使用人数は、就業人員であります。

(10) 主要な借入先の状況（平成27年3月31日現在）

借入先	借入額
株式会社愛知銀行	187百万円
株式会社三菱東京UFJ銀行	100

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

特に記載すべき事項はありません。

２．会社の現況（平成27年3月31日現在）

(1) 株式の状況

① 発行可能株式総数　　40,000,000株
② 発行済株式の総数　　12,548,134株（うち自己株式30,402株）
③ 株主数　　12,029名
④ 大株主

株主名	持株数	持株比率
日本生命保険相互会社	524千株	4.1%
株式会社みずほ銀行	376	3.0
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	256	2.0
豊和工業協力グループ持株会	255	2.0
豊和工業従業員持株会	247	1.9
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	243	1.9
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	240	1.9
三井住友信託銀行株式会社	217	1.7
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	181	1.4
明治安田生命保険相互会社	150	1.1

（注）持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役および監査役の氏名等

地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	坂野和秀	
常務取締役	塚本高広	事業部門長兼機械事業部長
常務取締役	石原啓充	総務部門長兼総務部長
取締役	吉田匡宏	機械事業部ＣＥディビジョン長 兼技術部管掌
取締役	牧野康二	経理部長
常勤監査役	野田孝誌	
監査役	勝田匡彦	岡谷鋼機株式会社参与
監査役	太田耕治	弁護士

（注） 1. 監査役 勝田匡彦、太田耕治の両氏は、社外監査役であります。
2. 当社は監査役 勝田匡彦、太田耕治の両氏を東京証券取引所および名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 当社は経営の迅速化、効率化と業務執行の充実を目的として、執行役員制度を導入しております。執行役員は以下の6名であります。

地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
執行役員	萩原友之	機械事業部ＳＭディビジョン長 兼ＱＣディビジョン長
	野嵜憲道	中日運送株式会社代表取締役社長
	小久保晴夫	建材事業部長
	渡辺健司	機械事業部ＣＰディビジョン長
	川本靖	特装車両事業部長
	関谷勝彦	火器事業部長

② 取締役および監査役の報酬等の総額

区　　分	支給人員	支給額
取締役	5名	113百万円
監査役	3	21
（うち社外監査役）	(2)	(7)
合計	8	134

（注）1. 取締役の報酬限度額は、平成21年6月25日開催の第171期定時株主総会において月額14百万円以内と決議いただいております。なお、取締役個々の報酬については、取締役会において決議しております。

2. 監査役の報酬限度額は、平成7年6月29日開催の第157期定時株主総会において月額4百万円以内と決議いただいております。なお、監査役個々の報酬については、監査役の協議により決定しております。

③ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

監査役勝田匡彦氏は、岡谷鋼機株式会社の参与であります。なお、当社と岡谷鋼機株式会社との間では取引関係がありますが、その取引額は平成27年3月期において僅少であるため、当社の売上規模、仕入規模に鑑みると、特段の利害関係を生じさせる重要性はないと判断し、同氏は、一般株主と利益相反の生じるおそれがない社外監査役と認識しております。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

・取締役会および監査役会への出席状況

	出席状況
監査役勝田匡彦	当事業年度に開催された取締役会10回のうち9回、監査役会14回全てに出席いたしました。
監査役太田耕治	当事業年度に開催された取締役会10回全て、監査役会14回全てに出席いたしました。

・取締役会および監査役会における発言状況

監査役勝田匡彦氏は、岡谷鋼機株式会社での企業経営における豊富な経験と見識を活かし、経営全般に対して適宜質問をするとともに、必要に応じて意見を述べております。

監査役太田耕治氏は、主に弁護士としての専門的見地から、適宜質問をするとともに、必要に応じて意見を述べております。

ハ．責任限定契約の内容の概要

当社と各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、480万円または法令に定める額のいずれか高い額としております。

④　社外取締役を置くことが相当でない理由

当社は、従前より経営への客観的な意見をいただくため、社外取締役の選任について検討しておりましたが、前回改選期には適切な候補者を選定するまでには至っておりませんでした。

今般、平成26年6月27日に公布された「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）による改正後の会社法が施行されたことにより、新たな機関設計として監査等委員会設置会社への移行が可能となりました。

当社は、この監査等委員会設置会社に移行することにより、取締役会の監督機能を高め、更なる監視体制の強化を通じてより一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図ることを目的として、平成27年6月25日開催予定の第177期定時株主総会にて監査等委員会設置会社への移行に伴う定款一部変更に関する議案、および社外取締役候補者を含む監査等委員である取締役選任議案を上程いたします。

(4) 会計監査人の状況

① 名称　　栄監査法人

② 報酬等の額

	支　払　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	27百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	27

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(注) 「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年5月1日に施行されたことに伴い、会計監査人の解任または不再任に関する議案の決定機関を、取締役会から監査役会に変更しております。

(5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容は以下のとおりであります。

① 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、事業活動における法令、定款、社内規則および企業倫理の遵守を確保するため、「コンプライアンス規程」を制定する。

コンプライアンス体制の推進については、役職員がそれぞれの立場でコンプライアンスを充分認識して業務運営にあたるよう、「行動基準」を定めるとともに、内部監査委員会による研修を実施する。

また、内部通報制度を設けて、役職員がコンプライアンス違反行為を知ったとき、または自らの行動について判断に迷うときは、内部監査委員会へ通報・相談するものとし、会社は、通報者のプライバシーに充分配慮するとともに、不利益な扱いを行わない。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、稟議書、重要会議の議事録その他職務執行に係る文書・情報は、「文書保存規程」等の社内規則に従い適切に保存・管理する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、コンプライアンス、情報セキュリティ、品質、環境、輸出管理および災害等に係るリスクの予防・管理を行うため、「リスク管理規程」を制定するとともに、リスク管理委員会を設置してリスク管理体制を構築する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、「職務権限規程」に基づく責任と権限および意思決定ルールにより、取締役の職務執行が適正かつ効率的に行われる体制をとる。

⑤ 会社ならびに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、他社との取引、会計処理等の業務活動が会社の経営方針、法令・社内規則に従い適正かつ効率的に行われているかを監査するため、「内部監査規程」を制定する。

当社および子会社の内部監査は、内部監査委員会が内部監査規程に基づき実施する。

⑥　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社は、現在監査役の職務を補助すべき使用人を置いていないが、今後監査役の職務補助を行う使用人が必要となった場合には、取締役の指揮命令には服さない専属の使用人を配置する。

⑦　上記使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の補助使用人に関する人事異動および人事評価を行う場合には、監査役の事前承認を必要とする。

⑧　取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役および使用人は、監査役に対して重要な会議に出席を要請するとともに、稟議書その他業務執行に関する重要な文書を回付し、必要に応じその説明を行うこととする。

また、取締役および使用人は、会社に著しい影響を及ぼす恐れのある事実を発見したときは、直ちに監査役に報告することとする。

内部監査委員会は、実施した内部監査の結果および内部通報制度による通報の状況を定期的に監査役に報告することとする。

⑨　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、会計監査人と定期的に情報の交換を行い連携を図っていくとともに、内部監査委員会に対して、必要な調査・報告を要請することができる。

（注）　本事業報告中の記載金額、株式数および比率は、表示単位未満を切捨てて表示しております。ただし、1株当たり当期純利益および1株当たり純資産額は、表示単位未満を四捨五入して表示しております。

連結貸借対照表

（平成27年3月31日現在）

（単位　百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	15,377	流動負債	5,831
現金及び預金	2,589	支払手形及び買掛金	3,158
受取手形及び売掛金	7,172	短期借入金	435
電子記録債権	958	1年内償還予定の社債	170
有価証券	700	リース債務	55
商品及び製品	252	未払金	249
仕掛品	3,116	未払費用	960
原材料及び貯蔵品	266	未払法人税等	53
繰延税金資産	166	未払消費税等	49
その他	166	賞与引当金	421
貸倒引当金	△12	工事損失引当金	58
固定資産	11,183	環境安全対策引当金	124
有形固定資産	5,003	その他	93
建物及び構築物	2,705	固定負債	4,028
機械装置及び運搬具	1,351	社債	160
工具、器具及び備品	175	長期借入金	239
土地	504	リース債務	134
リース資産	172	繰延税金負債	811
建設仮勘定	94	環境安全対策引当金	4
無形固定資産	114	退職給付に係る負債	2,184
投資その他の資産	6,065	資産除去債務	82
投資有価証券	5,109	その他	413
その他	1,036	負債合計	9,859
貸倒引当金	△80	（純資産の部）	
資産合計	26,560	株主資本	14,718
		資本金	9,019
		利益剰余金	5,725
		自己株式	△27
		その他の包括利益累計額	1,969
		その他有価証券評価差額金	1,725
		退職給付に係る調整累計額	244
		少数株主持分	13
		純資産合計	16,700
		負債・純資産合計	26,560

連結損益計算書

（平成26年 4月 1日から
平成27年 3月31日まで）

（単位　百万円）

科目	金	額
売上高		23,623
売上原価		20,241
売上総利益		3,382
販売費及び一般管理費		3,117
営業利益		264
営業外収益		
受取利息	1	
受取配当金	111	
補助金収入	57	
雑収益	122	293
営業外費用		
支払利息	8	
遊休資産維持管理費用	42	
雑損失	92	143
経常利益		414
特別利益		
固定資産売却益	64	
投資有価証券売却益	193	
その他	1	259
特別損失		
固定資産処分損	28	
環境安全対策引当金繰入額	4	
その他	2	34
税金等調整前当期純利益		639
法人税、住民税及び事業税		67
法人税等調整額		10
少数株主損益調整前当期純利益		561
少数株主損失		△9
当期純利益		570

連結株主資本等変動計算書

（平成26年 4月 1日から
平成27年 3月31日まで）

（単位　百万円）

	株主資本			
	資本金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	9,019	4,815	△17	13,817
会計方針の変更による累積的影響額		589		589
会計方針の変更を反映した当連結会計年度期首残高	9,019	5,405	△17	14,407
当連結会計年度変動額				
剰余金の配当		△250		△250
当期純利益		570		570
自己株式の取得			△9	△9
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額（純額）				―
当連結会計年度変動額合計	―	320	△9	310
当連結会計年度末残高	9,019	5,725	△27	14,718

	その他の包括利益累計額				少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当連結会計年度期首残高	1,311	0	128	1,439	108	15,366
会計方針の変更による累積的影響額				―		589
会計方針の変更を反映した当連結会計年度期首残高	1,311	0	128	1,439	108	15,955
当連結会計年度変動額						
剰余金の配当				―		△250
当期純利益				―		570
自己株式の取得				―		△9
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額（純額）	413	△0	116	529	△95	434
当連結会計年度変動額合計	413	△0	116	529	△95	745
当連結会計年度末残高	1,725	―	244	1,969	13	16,700

貸借対照表

（平成27年3月31日現在）

（単位　百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	13,876	流動負債	6,208
現金及び預金	1,828	買掛金	2,996
受取手形	1,613	短期借入金	1,235
電子記録債権	928	1年内償還予定の社債	170
売掛金	4,956	リース債務	54
有価証券	700	未払金	251
商品及び製品	187	未払費用	850
仕掛品	3,118	未払法人税等	22
原材料及び貯蔵品	260	前受金	29
未収入金	86	賞与引当金	355
繰延税金資産	131	工事損失引当金	58
その他	74	環境安全対策引当金	124
貸倒引当金	△11	その他	59
固定資産	11,468	固定負債	4,048
有形固定資産	4,878	社債	160
建物	2,530	長期借入金	239
構築物	175	リース債務	133
機械及び装置	1,277	繰延税金負債	765
車両運搬具	22	退職給付引当金	2,289
工具、器具及び備品	162	環境安全対策引当金	4
土地	443	資産除去債務	82
リース資産	170	その他	374
建設仮勘定	94	負債合計	10,256
無形固定資産	102	（純資産の部）	
ソフトウェア等	102	株主資本	13,425
投資その他の資産	6,487	資本金	9,019
投資有価証券	4,806	利益剰余金	4,433
関係会社株式	749	利益準備金	62
関係会社出資金	386	その他利益剰余金	4,370
長期前払費用	18	繰越利益剰余金	4,370
その他	602	自己株式	△27
貸倒引当金	△75	評価・換算差額等	1,663
		その他有価証券評価差額金	1,663
		純資産合計	15,088
資産合計	25,345	負債・純資産合計	25,345

損　益　計　算　書

（平成26年 4月 1日から
平成27年 3月31日まで）

（単位　百万円）

科　　目	金	額
売　上　高		**20,643**
売　上　原　価		**17,745**
売　上　総　利　益		**2,897**
販売費及び一般管理費		**2,775**
営　業　利　益		**122**
営　業　外　収　益		
受　取　利　息	1	
受　取　配　当　金	181	
補　助　金　収　入	56	
雑　収　益	120	360
営　業　外　費　用		
支　払　利　息	12	
遊休資産維持管理費用	42	
雑　損　失	92	147
経　常　利　益		**335**
特　別　利　益		
固　定　資　産　売　却　益	43	
投資有価証券売却益	193	
そ　の　他	1	239
特　別　損　失		
固　定　資　産　処　分　損	28	
環境安全対策引当金繰入額	4	
そ　の　他	2	34
税引前当期純利益		**539**
法人税、住民税及び事業税		14
法　人　税　等　調　整　額		9
当　期　純　利　益		**515**

株主資本等変動計算書

（平成26年 4月 1日から
平成27年 3月31日まで）

（単位　百万円）

	株主資本					
	資本金	利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	9,019	37	3,541	3,578	△17	12,580
会計方針の変更による累積的影響額			589	589		589
会計方針の変更を反映した当期首残高	9,019	37	4,130	4,168	△17	13,170
当期変動額						
利益準備金の積立		25	△25	－		－
剰余金の配当			△250	△250		△250
当期純利益			515	515		515
自己株式の取得					△9	△9
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				－		－
当期変動額合計	－	25	239	265	△9	255
当期末残高	9,019	62	4,370	4,433	△27	13,425

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	1,274	1,274	13,854
会計方針の変更による累積的影響額			589
会計方針の変更を反映した当期首残高	1,274	1,274	14,444
当期変動額			
利益準備金の積立			－
剰余金の配当			△250
当期純利益			515
自己株式の取得			△9
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	389	389	389
当期変動額合計	389	389	644
当期末残高	1,663	1,663	15,088

連結計算書類に係る会計監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年5月12日

豊和工業株式会社
取締役会御中

栄　監　査　法　人

代表社員 業務執行社員　公認会計士　田　口　　滋　㊞
代表社員 業務執行社員　公認会計士　楯　　泰　治　㊞
代表社員 業務執行社員　公認会計士　横　井　陽　子　㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、豊和工業株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、豊和工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年5月12日

豊和工業株式会社
取締役会御中

栄監査法人

代表社員 業務執行社員　公認会計士　田口　滋　㊞
代表社員 業務執行社員　公認会計士　楯　泰治　㊞
代表社員 業務執行社員　公認会計士　横井陽子　㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、豊和工業株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第177期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査に

は、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第177期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1.　監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査委員会その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制として会社計算規則第131条各号に掲げる事項を適切に整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。

また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人栄監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人栄監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年5月20日

豊和工業株式会社　監査役会

常勤監査役　野　田　孝　誌　㊞

社外監査役　勝　田　匡　彦　㊞

社外監査役　太　田　耕　治　㊞

以　上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案　剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、工作機械を中心に受注生産を行っており、国内外の景気変動などによる設備投資動向に受注が左右され、業績は年によってかなりの幅で変動するため、中長期的な観点から安定的、継続的な配当の維持を基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、当期の業績、当社グループを取り巻く経営環境、将来の事業展開に備えた内部留保、安定配当の継続等を総合的に勘案し、以下のとおりとさせていただきたく存じます。

（１）配当財産の種類

金銭

（２）配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金20円

配当総額　250,354,640円

（３）剰余金の配当が効力を生じる日

平成27年6月26日

第2号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

（１）平成26年6月27日に公布された「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）による改正後の会社法（以下、「改正会社法」といいます）が施行されたことにより、新たな機関設計として監査等委員会設置会社への移行が可能となりました。当社は、コーポレート・ガバナンスに関する諸施策の検討・実現は、経営の最重要課題の一つであるとの認識に基づき、経営監視の体制を構築してきましたが、改正会社法の施行を機に、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、更なる監視体制の強化を通じてより一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図ることが、当社の企業価値ひいては株主をはじめとするステークホルダーの利益の長期安定的な向上に資すると判断いたしました。以上の理由から、監査等委員会設置会社に移行することといたしたく、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役会および監査役に関する規定の削除等を行うものであります。

（２）法令で定める監査等委員である取締役の員数が欠けた場合において、補欠の監査等委員である取締役の選任を毎年行う不便さを解消するため、補欠の監査等委員である取締役の選任の効力を2年とする旨を定款第22条として新設するものであります。

（３）改正会社法により責任限定契約を締結することができる取締役の範囲が拡大することを踏まえ、今後も取締役として有用な人材の招聘を継続的に行うことができるようにするため、業務執行を行なわない取締役との間で責任限定契約を締結することができる旨を定款第31条第2項として新設するものであります。この変更については、監査役全員の同意を得ております。

（４）その他、条文の新設や削除にともない必要となる条数の変更を行うものであります。

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

なお、本議案にかかる定款変更は、本総会の終結の時をもって、効力を生じるものとします。

（下線は変更箇所を示す）

現　行　定　款	変　更　案
第1章　総　　則	第1章　総　　則
第 1条 ～　（条文省略） 第 3条	第 1条 ～　（現行どおり） 第 3条
（機関） 第 4条　当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関をおく。 1．取締役会 2．監査役 3．監査役会 4．会計監査人	（機関） 第 4条　当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関をおく。 1．取締役会 2．監査等委員会 （削除） 3．会計監査人
第 5条 ～　（条文省略） 第19条	第 5条 ～　（現行どおり） 第19条
第4章　取締役および取締役会	第4章　取締役および取締役会
（取締役の定員） 第20条　当会社の取締役は7名以内とする。	（取締役の定員） 第20条　当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く）は7名以内とする。
（新設）	②　当会社の監査等委員である取締役は4名以内とする。
（取締役の任期） 第21条　取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	（取締役の任期） 第21条　取締役（監査等委員である取締役を除く）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
（新設）	②　監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

現　行　定　款	変　更　案
② 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。	（削除）
（新設）	③ 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
（新設）	（補欠の監査等委員である取締役の予選の効力） 第22条 補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。
第22条 ～ （条文省略） 第24条	第23条 ～ （現行どおり） 第25条
（取締役会の招集通知） 第25条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。	（取締役会の招集通知） 第26条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。
② 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。	② 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。
第26条 （条文省略）	第27条 （現行どおり）

現　行　定　款	変　更　案
（新設）	（重要な業務執行の決定の委任） 第28条　取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。
第27条　（条文省略）	第29条　（現行どおり）
（報酬等） 第28条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下報酬等という）は、株主総会の決議によって定める。相談役および顧問の報酬は取締役会の決議によって定める。	（報酬等） 第30条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下報酬等という）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。相談役および顧問の報酬は取締役会の決議によって定める。
（取締役の責任免除） 第29条　当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 （新設）	（取締役の責任免除） 第31条　当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 ②　当会社は、会社法第427条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（業務執行取締役等であるものを除く）の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。
第5章　監査役および監査役会 （監査役の定員） 第30条　当会社の監査役は4名以内とする。	（削除） （削除）

現　行　定　款	変　更　案
（監査役の任期） 第31条　監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ②　任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。	（削除）
（補欠監査役の予選の効力） 第32条　補欠監査役の予選の効力は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。	（削除）
（監査役の選任） 第33条　監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席した株主総会において、その議決権の過半数をもって行う。	（削除）
（常勤の監査役） 第34条　監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。	（削除）
（監査役会の招集通知） 第35条　監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。 ②　監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。	（削除）
（報酬等） 第36条　監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。	（削除）

現　行　定　款	変　更　案
（監査役の責任免除） 第37条　当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 ②　当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、480万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。	（削除）
（新設）	第5章　監査等委員会
（新設）	（監査等委員会の招集通知） 第32条　監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。 ②　監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。
第38条 ～　（条文省略） 第42条	第33条 ～　（現行どおり） 第37条
（新設）	附則 （監査役の責任免除に関する経過措置） 当会社は、監査等委員会設置会社移行前の監査役（監査役であった者を含む）の任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

第3号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く）6名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社となり、取締役全員は定款変更の効力発生時をもって任期満了により退任となります。つきましては、経営体制強化のため1名増員し、監査等委員会設置会社に移行後の取締役（監査等委員である取締役を除きます）6名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

取締役（監査等委員である取締役を除く）候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位および担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	坂野和秀（ばんのかずひで） （昭和24年11月 5日）	昭和49年 3月　当社へ入社 平成14年 1月　当社総務経理部経理担当部長 平成15年 6月　当社取締役総務部門長兼経理部長兼企画室長 平成16年 7月　当社取締役総務部門長兼経理部長 平成17年 6月　当社常務取締役総務部門長兼経理部長 平成20年 4月　当社代表取締役社長（現任）	12,100株
2	塚本高広（つかもとたかひろ） （昭和29年 7月27日）	昭和53年11月　当社へ入社 平成15年 6月　当社機械事業部営業グループ部長 平成15年12月　ホーワマシナリーシンガポール株式会社取締役社長（現任） 平成16年 5月　当社機械事業部工作機械グループ部長 平成17年 6月　当社取締役機械事業部工作機械グループ営業担当部長 平成19年 6月　当社取締役機械事業部長 平成23年 6月　当社常務取締役事業部門長兼機械事業部長（現任）	4,000株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位および担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
3	石原啓充（いしはらひろみつ） （昭和34年 1月15日）	昭和56年 4月 当社へ入社 平成15年 6月 当社人事部長 平成19年 6月 当社取締役人事部長 平成20年 4月 当社取締役総務部門長兼人事部長 平成20年 6月 当社取締役総務部門長兼総務部長兼人事部長 平成25年 6月 当社常務取締役総務部門長兼総務部長（現任）	3,400株
4	吉田匡宏（よしだまさひろ） （昭和34年 3月12日）	昭和56年 4月 当社へ入社 平成16年 7月 当社機械事業部生産グループ部長 平成19年 6月 当社取締役機械事業部生産グループ部長 平成21年 6月 当社取締役退任 当社執行役員機械事業部生産グループ部長 平成22年 5月 当社執行役員機械事業部ＳＭディビジョン長兼ＱＣディビジョン長 平成23年 6月 当社取締役機械事業部ＣＥディビジョン長兼技術部管掌（現任）	3,700株
5	牧野康二（まきのやすじ） （昭和33年 3月30日）	昭和55年 4月 当社へ入社 平成20年 4月 当社経理部長 平成21年 6月 当社執行役員経理部長 平成23年 6月 当社取締役経理部長（現任）	2,500株
6	※ 渡辺健司（わたなべけんじ） （昭和32年 9月15日）	昭和56年 4月 当社へ入社 平成17年 6月 当社機械事業部工作機械グループ主幹 平成20年 6月 当社機械事業部工機営業グループ部長 平成23年 6月 当社執行役員機械事業部ＣＰディビジョン長（現任）	700株

（注）1. ※印は、新任候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第4号議案　監査等委員である取締役3名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社となります。つきましては、監査等委員会設置会社に移行後の監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	※ 近藤吉美（こんどうよしみ） （昭和25年 3月13日）	昭和47年 3月　当社へ入社 平成16年 7月　当社総務部長 平成18年 6月　当社総務部長兼秘書部長 平成20年 6月　当社監査役 平成24年 6月　当社監査役退任 株式会社豊苑代表取締役社長（現任）	3,900株
2	※ 勝田匡彦（かつだまさひこ） （昭和20年10月 5日）	昭和43年 4月　岡谷鋼機株式会社入社 平成13年 5月　同社取締役 平成19年 5月　同社常務取締役 平成23年 5月　同社代表取締役専務取締役 平成24年 6月　当社監査役（現任） 平成26年 5月　岡谷鋼機株式会社代表取締役専務取締役退任 同社参与（現任）	500株
3	※ 太田耕治（おおたこうじ） （昭和 6年 6月10日）	昭和35年 4月　弁護士登録、佐治法律事務所入所 昭和42年 4月　太田耕治法律事務所開設 平成 3年 6月　太田・渡辺法律事務所開設 平成18年 6月　当社補欠監査役 平成25年12月　当社監査役（現任）	2,000株

（注）1. ※印は、新任候補者であります。
2. 候補者勝田匡彦氏は、岡谷鋼機株式会社の参与を兼務しており、当社は同社との間で、部品仕入、製品販売などの取引関係があります。
3. その他の候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
4. 候補者勝田匡彦、太田耕治の両氏は、社外取締役候補者であります。

5. 当社は勝田匡彦、太田耕治の両氏について東京証券取引所および名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届けております。
6. 候補者勝田匡彦氏を社外取締役の候補者とした理由は、岡谷鋼機株式会社での企業経営における豊富な経験や識見を活かし、経営全般に対する監督と有効な助言をいただくためであります。同氏は平成24年6月から当社の社外監査役に就任しており、監査等委員である社外取締役としての職務につきましても適切に遂行いただけるものと判断いたしました。
7. 候補者太田耕治氏を社外取締役の候補者とした理由は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、長年に亘り弁護士として活躍されており、法律知識が豊富で、その専門的見地を、当社の監査に反映していただくためであります。また、同氏は平成25年12月から当社の社外監査役に就任しており、監査等委員である社外取締役としての職務につきましても適切に遂行いただけるものと判断いたしました。
8. 第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認され、かつ、本議案において勝田匡彦、太田耕治の両氏の選任が承認された場合には、当社は両氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
   当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める額であります。

第5号議案　補欠の監査等委員である取締役2名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社となります。つきましては、監査等委員会設置会社に移行後の補欠の監査等委員である取締役2名の選任をお願いするものであります。

当該補欠の監査等委員である取締役の候補者のうち、安藤修二氏は監査等委員である取締役の近藤吉美氏の補欠として、渡邉一平氏は監査等委員である社外取締役の勝田匡彦、太田耕治の両氏の補欠としてそれぞれ選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

補欠の監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	安藤修二（あんどうしゅうじ） （昭和25年 3月 1日）	昭和47年 3月　当社へ入社 平成16年 7月　当社企画室長 平成22年 3月　当社嘱託企画室長 平成23年 6月　当社嘱託企画調査室長 （現任）	―
2	渡邉一平（わたなべいっぺい） （昭和24年12月 7日）	昭和53年 4月　弁護士登録 同　　年 4月　佐治・太田法律事務所入所 平成 3年 6月　太田・渡辺法律事務所開設	―

（注）1. 候補者渡邉一平氏と当社との間には、顧問弁護士契約を締結いたしております。

2. 候補者安藤修二氏と当社との間には、特別な利害関係はありません。

3. 候補者渡邉一平氏は、補欠の監査等委員である社外取締役の候補者であります。

4. 候補者渡邉一平氏を補欠の監査等委員である社外取締役の候補者とした理由は、長年の弁護士として培われた法律知識を、当社の監査に活かしていただくためであります。また、同氏は直接企業経営に関与された経験はありませんが、弁護士としての専門的見地から企業法務に関して高い実績をあげているため、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断いたしました。

5. 第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認され、かつ、本議案において渡邉一平氏の選任が承認され、同氏が監査等委員である社外取締役に就任することとなった場合には、当社は渡邉一平氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める額であります。

第6号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の額決定の件

当社の取締役の報酬等の限度額は、平成21年6月25日開催の第171期定時株主総会において、「月額14百万円以内」と決議いただき、今日に至っております。第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認されますと、当社は監査等委員会設置会社に移行することから、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、改めて監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役（監査等委員である取締役を除きます）の報酬等の額を年額168百万円以内とすることにつきお諮りするものです。

現在の取締役は5名でありますが、第2号議案「定款一部変更の件」および第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く）6名選任の件」が原案どおり承認されますと、監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役（監査等委員である取締役を除きます。）の員数は6名となります。

本議案の内容は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

第7号議案　監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認されますと、当社は監査等委員会設置会社に移行することから、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、監査等委員会設置会社へ移行した後の監査等委員である取締役の報酬等の額を年額48百万円以内とすることにつきお諮りするものです。

第2号議案「定款一部変更の件」および第4号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認されますと、監査等委員会設置会社へ移行した後の監査等委員である取締役の員数は3名となります。

本議案の内容は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

以　上

株主総会会場ご案内

名古屋市中区栄二丁目10番19号
名古屋商工会議所　３階　第５会議室
電話　＜０５２＞２２３－５６２０

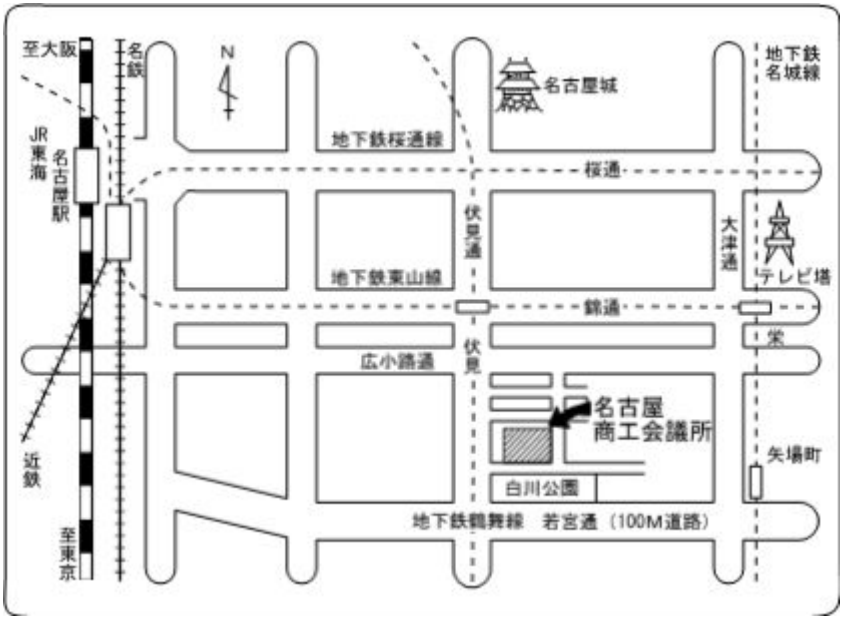

●地下鉄「伏見駅」下車　５番出口　南へ徒歩10分